

(別紙2) 有害物質使用特定施設等に係る構造等に関する基準及び定期点検の方法の整理表

A基準		1		2 施設本体	3		4				5			6				7 使用方法				
		床面及び周囲			配管等(地上)		配管等(地下)				排水溝等			地下貯蔵施設								
		1)	ただし書		1)	1)	1)	1)	1)	+	ただし書	1)	1)	+	1)	+	+		ただし書	1)	配管等	
構造 設備	地下浸透防止	不透透材料による構造(種類・性状に応じ)被覆同等以上	床下点検空間(床下から目視で容易に確認可能)																			
	流出防止	防液堤等同等以上																				
	漏えい防止				強度 耐性 耐腐食																	
	漏えい等防止(漏えい、地下浸透)							(配管等)強度耐性耐腐食	(配管等)強度耐性耐腐食	(配管等)強度耐性耐腐食	同等以上			同等以上								
	漏えい又は地下浸透確認の構造又は設備						目視により容易に確認できるように床面から離して設置	(トレンチ)トレンチ中設置不透透材料構造(種類・性状に応じ)被覆					地下浸透確認構造(検査管、流量変動把握等)				水の量を確認できる装置	水の量を確認できる装置	水の量を確認できる装置	漏水等確認構造(検査管、流量変動把握等)	同等以上	配管等を参照
管理	飛散・流出・浸透防止																				地下浸透等しない方法、適正運転、漏えい適正処理、管理要領(使用方法、その点検内容・回数)	
点検	破損等の異常の確認	目視等	Y同等以上	M	Y	Y	Y	Y(配管)(トレンチ)				Y	3Y									
		検査							Y漏えい点検同等以上	3Y漏えい点検同等以上	3Y漏えい点検同等以上	同等以上		同等以上	Y漏えい点検同等以上	3Y漏えい点検同等以上	3Y漏えい点検同等以上	同等以上				
	漏えい・浸透・流出の有無	目視等			Y	Y	Y	Y(配管)														
		設備使用								M(3M)漏えい等の検知	M(3M)漏えい等の検知			M(3M)漏えい等の検知	M(3M)漏えい等の検知	M(3M)漏えい等の検知	M(3M)漏えい等の検知					
備考									有害物質の濃度を測定する場合	有害物質の濃度を測定する場合	消防法完成検査後15年以内のもののみ有害物質の濃度を測定する場合		有害物質の濃度を測定する場合				消防法完成検査後15年以内のもののみ有害物質の濃度を測定する場合				点検頻度: Y	

異常:漏えい確認時 その内容及び対応結果を記録 3年間保存
 (備考) 3Y:3年1回以上、Y:1年1回以上、3M:3月1回以上、M:1月1回以上; 要件、 必要な場合、 同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す

B基準		1		2 施設本体	3		4		5		6			7 使用の方法
		床面及び 周囲			配管等(地上)		配管等(地下)		排水溝等		地下貯蔵施設			
		1)	ただし書き		1)	1)	1)	1)	1)	1)	地下貯蔵施設 地下貯蔵施設本体		配管等	
構造 ・ 設備	地下浸透防止	【底面以外】 A基準に適合	【底面以外】 A基準に適合	規定せず										同等以上
	流出防止	【底面以外】 A基準に適合	【底面以外】 A基準に適合											
	漏えい防止													
	漏えい・地下浸透防止												内部コー ティング	
	漏えい又は地下浸透 確認の構造又は設備	【底面】(条件: ・施設本体が床面 に接している かつ ・接する床面はA 基準不適合) 漏えい等確認 構造(検査管等) 同等以上	【底面】(条件: ・施設本体が床面 から離して設置 かつ ・下部の床面はA 基準不適合) 漏えいを目視 により確認できる よう床面から離し て設置			目視により確 認できるように設 置	トレン チ 中設置	漏えい等 確認構造 (検査管 ・流量変動把 握等)		地下浸透確認 構造 (検査管 ・流量変動把 握等)		水の量を 確認する措 置 漏えい等 確認構造 (検査管 ・流量変動把 握等)	水の量を 確認する措 置	
管理	飛散・流出・浸透防止													A基準に適合
点検	破損等の 異常の確認	目視等	【底面以外】 Y	【底面以外】 Y	Y	6M	6M (配管) (トレンチ)			6M				同等以上
		検査										Y ・漏えい点 検 同等以上		
	漏えい・浸 透・ 流出の有無	目視等		【底面】 M	Y 又は 左記、床面 及び周囲の 方法で行う	6M	6M (配管)							
		設備 使用	【底面】 M ・漏えい等の検知					M(3M) ・漏えい等 の検知		M(3M) ・漏えい等の検知		M(3M) ・漏えい等 の検知		
備考		目視又は漏えい等を検知するた めの装置の適切な配置以外の方法 による場合は、方法に応じた適切な 回数で実施		床面及び 周囲の基準 がA基準に 適合する場 合			有害物質 の濃度を測 定する場合		有害物質の濃 度を測定する場 合		有害物質 の濃度を測 定する場合		A基準に適合しな い場合は規定され ず	

異常・漏えい確認時 その内容及び対応結果を記録 3年間保存
(備考1) Y:1年1回以上、6M:6月1回以上、3M:3月1回以上、M:1月1回以上； 要件、 必要な場合、 同等以上； 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す
(備考2) A基準に適合しないものに係る基準として、B基準を規定

C基準		1		2		3		4		5		7 使用方法	
		床面及び周囲		施設本体	配管等(地上)	配管等(地下)	排水溝等		地下貯蔵施設				
		2)			2)	2)	2)		地下貯蔵施設本体	配管等	3)		
構造・設備	地下浸透防止	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	流出防止	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	漏えい防止	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	漏えい・地下浸透防止	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
	漏えい又は地下浸透確認の構造又は設備	-		-	-	-	-	-	-	-	-	-	
管理	飛散・流出・浸透防止											点検のみ (作業等に伴う飛散等の有無)	
点検	破損等の異常の確認	目視等	M	Y	6M		M	同等以上			配管等を参照		
		検査				Y ・漏えい点検同等以上	Y ・地下浸透点検(量のみ)	同等以上	Y ・漏えい点検同等以上				
	漏えい・浸透・流出の有無	目視等		Y	6M								
		設備使用											
備考			床面及び周囲のB基準の場合を除き、規定されず(A基準)					目視以外の方法による点検の場合				点検頻度: Y	

異常・漏えい確認時 その内容及び対応結果を記録 3年間保存

(備考1) Y:1年1回以上、6M:6月1回以上、M:1月1回以上; 要件、必要な場合、同等以上; 二点鎖線の区切りは隣り合う項目のいずれかを選択できることを示す

(備考2) C基準は、床面及び周囲、配管等、排水溝等、地下貯蔵施設について、A基準及びB基準に適合しない場合に適用